

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の変更の認定
(中山間地域・離島振興課)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第5条第3項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の変更の認定をしたので、同法第5条第4項の規定により公示します。

名称	海士町複業協同組合
住所	島根県隠岐郡海士町大字福井1365番地5
代表者の氏名	奥田 和司
事務所の名称	海士町複業協同組合
事務所の所在地	島根県隠岐郡海士町大字福井1365番地5
地区	島根県隠岐郡海士町
事業	(1) 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業 (2) 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての視察・研修共同受入事業 (3) 組合員のためにする共同宣伝事業 (4) 組合員のためにする共同採用事業 (5) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (6) 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての無料職業紹介事業
有効期間満了の日	令和12年12月3日

○変更の内容

変更認定 令和4年2月18日

変更に係る事項	変更後	変更前
事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業 (2) 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての視察・研修共同受入事業 (3) 組合員のためにする共同宣伝事業 (4) 組合員のためにする共同採用事業 (5) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (6) 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての無料職業紹介事業 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業